



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

575	和歌山県収納員証の無効	(税務課).....	1
576	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
577	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	2
578	"	( " ).....	2
579	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	2
580	亀池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
581	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	3
582	保安林の指定	(森林整備課).....	3
583	公共測量の終了	(技術調査課).....	4
584	紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	4

### ○ 海区漁業調整委員会指示

4	ウミガメの採捕等	.....	7
5	さわらの漁業	.....	8

### ○ 公告

	入札公告	(総務事務集中課).....	9
	"	( " ).....	11
	"	(警察本部).....	14

## 告 示

### 和歌山県告示第575号

次の和歌山県収納員証は、紛失日以降これを無効としたので、和歌山県税収入事務規程(昭和39年和歌山県訓令第16号)第21条第4項の規定により公告する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

証 票 名	番 号	氏 名	紛失年月日
和歌山県収納員証	3094	岡本尚純	平成27年3月31日

### 和歌山県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800335	ピーチ岩出	岩出市清水363-4 サンエビル1F	就労継続支援A型	身体障害者(肢体不自由) 知的障害者 精神障害者	株式会社プラム	和歌山市吉田677	平成27.5.1

## 和歌山県告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
メロン調剤薬局	和歌山市吹上二丁目5-40	北村泰亨	平成27.5.1

## 和歌山県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
メンタルクリニックふきあげ	和歌山市吹上二丁目5-40 Dビル1F-南館	鈴木英次	平成27.5.1

## 和歌山県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
とみやま調剤薬局	有田市箕島897-7	医療機関の所在地	有田市古江見35	有田市箕島897-7	平成27.5.1

## 和歌山県告示第580号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 退任した役員(平成27年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	谷口秀雄	和歌山市本渡880番地
理事	松村重明	海南市多田478番地
理事	山崎義文	海南市小野田460番地1
理事	大辻博之	海南市且来95番地
理事	谷口満男	海南市岡田773番地
理事	木野進	和歌山市薬勝寺137番地
理事	山本耕一	和歌山市冬野1544番地の6
理事	原田庫彦	和歌山市内原1306番地
監事	北野雅文	和歌山市内原1338番地
監事	小池修	海南市阪井1835番地
監事	木野寛治	和歌山市仁井辺43番地の2

## 2 就任した役員(平成27年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	谷口秀雄	和歌山市本渡880番地
理事	山崎義文	海南市小野田460番地1
理事	大辻博之	海南市且来95番地
理事	谷口満男	海南市岡田773番地
理事	松村重明	海南市多田478番地
理事	木野寛治	和歌山市仁井辺43番地の2
理事	上田洋三	和歌山市本渡570番地
理事	原田庫彦	和歌山市内原1306番地
監事	小池修	海南市阪井1835番地
監事	辻敏和	和歌山市内原1280番地
監事	松尾清	和歌山市本渡163番地

## 和歌山県告示第581号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年5月1日に認可した。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第2号	岩出市根来字根来2060外8筆

## 和歌山県告示第582号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川3541(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成26年11月14日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県伊都郡高野町の一部、伊都郡かつらぎ町の一部、有田郡有田川町の一部、日高郡日高川町の一部及び田辺市の一部

#### 和歌山県告示第584号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 調達役務の名称  
紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務
  - (2) 調達役務の仕様等  
紀州NETシステムにおけるグループウェア移行仕様書及び紀州NETシステムにおけるグループウェア賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
  - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年5月15日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。
    - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
    - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
    - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
    - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
    - オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。  
なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。  
（ア）グループウェアによる情報システムを構築又は再構築した実績を有すること。  
（イ）拠点数10以上を対象とした情報システムを構築した実績を有すること。
  - カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行

した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) コンピュータハードウェア又はソフトウェアについて、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50%以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は(1)のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム貸借借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア並びにイの(イ)から

(オ) まで、(キ) 及び(ク) に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ) 及び(サ) から(セ) までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年5月15日（金）から同年6月5日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

##### (2) 日時

平成27年5月25日（月）午後1時30分

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1) に掲げる申請書類は、平成27年5月15日（金）から同年6月15日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は平成27年6月15日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年6月22日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成27年6月25日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年7月2日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 海区漁業調整委員会指示

### 和歌山海区漁業調整委員会指示第4号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年5月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

(定義)

- 1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。  
（採捕の制限）
- 2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。  
（承認の対象）
- 3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 試験研究の用に供しようとする者
  - (2) 増殖の用に供しようとする者
  - (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者  
（承認証の携帯）
- 4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。  
（報告書の提出）
- 5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。  
（指示の有効期間）
- 6 この指示の有効期間は、平成27年5月16日から平成29年5月15日までとする。  
（制限又は条件）
- 7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。
  - (1) 3の（1）又は（2）に該当する場合
    - ア 3の（1）又は（2）に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
    - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
  - (2) 3の（3）に該当する場合
    - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
    - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
    - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。  
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

#### 和歌山海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成27年5月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

#### 1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

#### 2 操業の制限

平成27年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

#### 3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年5月15日から平成28年3月31日までとする。

公 告

## 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
平成27年度 調達案件番号 20150021460号
- (2) 調達案件名  
超伝導核磁気共鳴装置
- (3) 調達物品の名称及び数量  
超伝導核磁気共鳴装置 一式
- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
平成28年2月5日（金）
- (6) 納入場所  
和歌山県工業技術センター 本館2階 第1機器分析室  
（和歌山県和歌山市小倉60番地）

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間  
平成27年5月15日（金）から同年6月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時
  - ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
  - イ 入札日時

平成27年6月26日（金）午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年6月25日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年6月25日（木）午前9時から同月26日（金）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち会わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、

落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Nuclear magnetic resonance spectrometer using a superconducting magnet : 1set

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 26 June 2015

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

## 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
平成27年度 調達案件番号 20150021461号
  - (2) 調達案件名  
集束イオンビーム加工観察システム
  - (3) 調達物品の名称及び数量  
集束イオンビーム加工観察システム 一式
  - (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
  - (5) 納入期限  
平成27年12月4日（金）
  - (6) 納入場所  
和歌山県工業技術センター 本館2階 物理C室  
（和歌山県和歌山市小倉60番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登録されている者であること。  
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課
  - (2) 期間  
平成27年5月15日（金）から同年6月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
    - ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
    - イ 入札日時  
平成27年6月26日（金）午前11時から
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年6月25日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年6月25日（木）午前9時から同月26日（金）午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者とした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場

所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

## (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

## イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

## (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

## (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Focused ion beam system : 1set

## (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 26 June 2015

## (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

---

**入札公告**

紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成27年度から平成32年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務 一式

## (3) 履行期間

ア 紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託業務

契約日から平成28年3月31日までの間

イ 紀州NETシステムにおけるグループウェア賃貸借業務

平成28年1月1日から平成32年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

紀州NETシステムにおけるグループウェア移行仕様書及び紀州NETシステムにおけるグループウェア賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第584号に規定する紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成27年5月15日（金）から同年6月5日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成27年5月25日（月）午後1時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成27年7月13日（月）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年7月13日（月）午前10時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
  - (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
  - (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
  - (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
  - (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書作成の要否  
要
- 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否  
否
- 14 契約方法  
契約は、落札者で行うものとする。
- 15 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
    - ア 名称  
和歌山県警察本部警務部会計課
    - イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110 (代表)  
ファクシミリ番号 073-423-0120
  - (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
- (1) Groupware migration and Rental of the system in Wakayama Prefectural Police Information System, " Kishu NET "
  - (2) Time limit for tender :  
1:30 p.m. Monday 13 July 2015 (Deadline for bids Submitted by mail : 10:00 a.m. Monday 13 July 2015)
  - (3) Contact point for the notice :  
Wakayama Prefectural Police Headquarters  
Police Administration Department  
Finance Section  
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan  
TEL:073-423-0110  
FAX:073-423-0120